

【行政相談】設工認申請計画の変更及び加工施設の使用開始について

弊社熊取事業所の第5次設工認申請を行うに当たり、設工認申請計画を変更し、加工事業許可の変更の届出により工事計画を変更した上で、認可を得た加工施設については、使用前確認証の交付を受けることにより使用を開始いたしたく、この手続きについてお伺いします。

1 設工認申請計画の変更の理由

弊社熊取事業所は酸化ウラン粉末の混合、プレス、焼結等を行うための成形施設を2系統有する。今後のPWRの再稼働計画と燃料需要の見通しをもとに弊社熊取事業所の生産計画の検討を行った。その結果、主力ラインである第2ラインのみで十分な加工能力が得られる見込みとなった。したがって、当面の間は、第1ラインを使用せず、第2ラインのみによる操業を行うことになる。

第1ライン等の使用の見込みのない加工施設は、新規制基準への適合性確認を先送りし、第2ライン等の直近の操業に必要な加工施設は、設工認の認可を得た後、適合性確認を行い、使用前確認証の交付を受けることにより使用を開始したい。

2 第5次設工認の申請範囲の変更

令和元年12月19日の審査会合において、熊取事業所の設工認申請及び保安規定変更申請の予定を示した。そこでは、設工認を5分割とし、第5次設工認までに加工事業変更許可を得た全ての加工施設に関する認可を得る計画としていた。これを変更し、第5次設工認を分割し、一部の加工施設は第6次設工認以降に申請を行いたい。

また、第5次設工認申請まで（以下「前半申請」という。）分と、第6次設工認以降（以下「後半申請」という。）分のうち、前半申請分の加工施設については、適合性確認を行い、使用前確認証の交付を受けることにより使用を開始したい。後半申請分については、原子燃料需要の回復に合わせ、新規制基準に対する適合を図り、最終的に加工事業変更許可を得た加工施設を全て新規制基準に適合させる方針である。

3 加工事業変更許可申請書の工事計画の変更の届出

設工認申請計画の変更により、後半申請に対応する工事の終了時期を令和5年度上期とする。加工事業変更許可申請書の工事計画を変更するため、加工事業許可の変更の届出を第5次設工認の申請前に実施したい。

この際、工事計画においては、前半申請の対象施設と後半申請の対象施設とを区分して工程を記載したい。

4 前半及び後半申請分の加工施設の範囲

第1ラインを含む施設（）に設置する成形施設の全て並びにそれらの附属施設）及び第1-3貯蔵棟及びその室内に設置する施設を後半申請の対象施設としたい。

後半申請の対象施設を除く全ての施設を前半申請の対象施設とする。

前半申請及び後半申請の範囲を加工事業変更許可申請書の記載範囲と対応させて示す。

【前半申請の対象施設】

- ・ 成形施設のうち、に設置する施設を除く全て
- ・ 被覆施設の全て
- ・ 組立施設の全て
- ・ 核燃料物質の貯蔵施設のうち、第1-3貯蔵棟及びその室内に設置する施設を除く全て
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設の全て
- ・ 放射線管理施設の全て
- ・ その他加工設備の附属施設のうち、後半申請の成形施設の附属施設を除く全て

【後半申請の対象施設】

- ・ 成形施設のうち、に設置する施設
- ・ 核燃料物質の貯蔵施設のうち、第1-3貯蔵棟及びその室内に設置する施設
- ・ その他加工設備の附属施設のうち、に設置する成形施設の附属施設

5 前半申請の対象施設の技術基準適合について

前半申請の対象施設は、加工事業変更許可に従い、かつ必要な全ての技術基準に適合した状態とする。

また、後半申請の対象施設が、前半申請の対象施設に対し、加工事業変更許可どおりの安全確保に支障がなく、かつ必要な全ての技術基準への適合に支障ない状態とする。

6 後半申請の対象施設の保安上の取扱いについて

前半申請の対象施設の使用前確認完了後、後半申請の対象施設は、その使用前確認が完了するまでの間、核燃料物質の取扱いを行わず、施設の保全に関しては、保安規定で明確に規定する。

7 お伺い事項

上記 6. までの対応を採ることにより、加工規則第三条の五の手続きを経て使用前確認証が交付され、前半申請分の加工施設の使用が可能であるか、お伺いします。

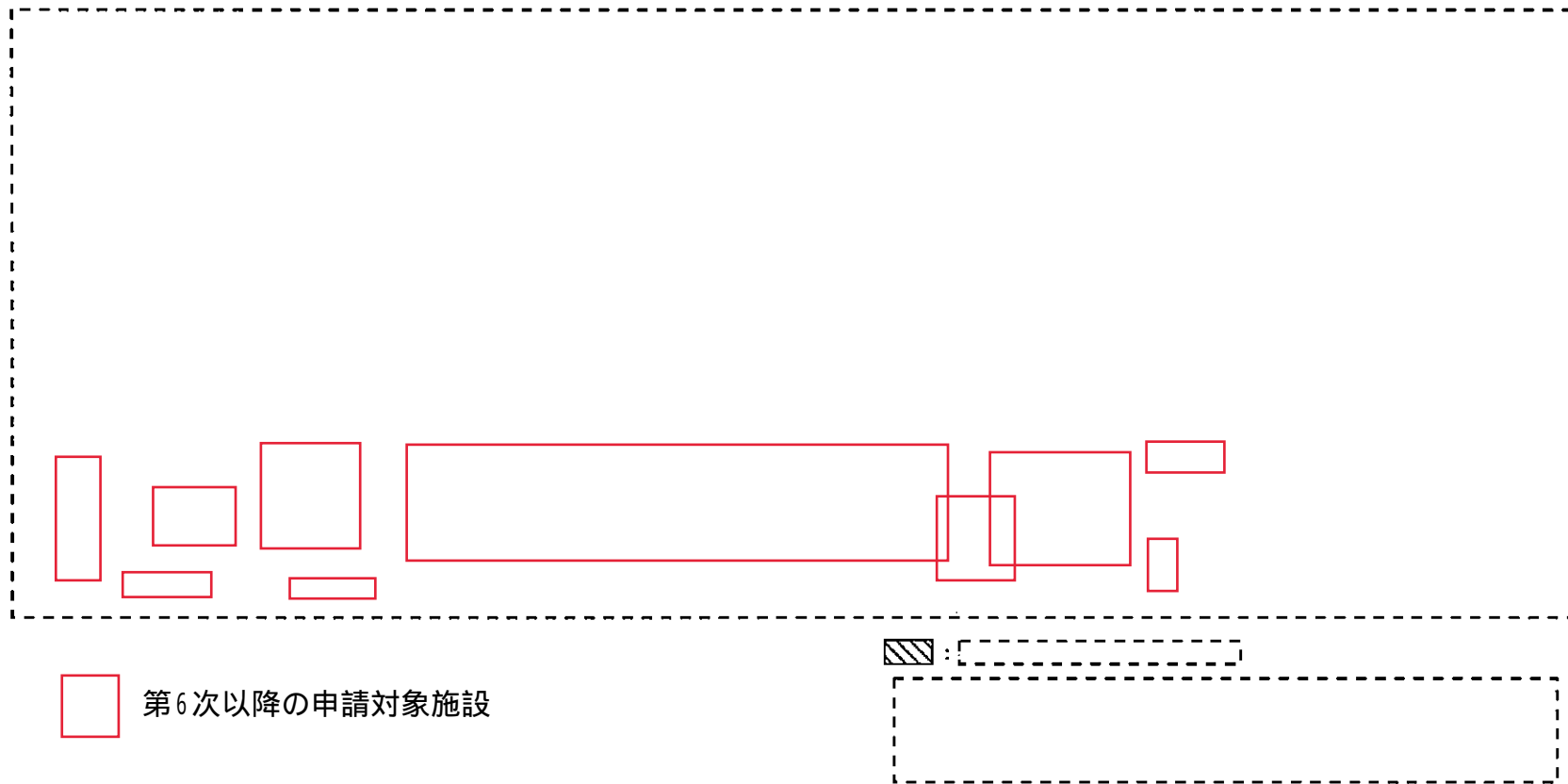
なお、使用前確認を受ける際は、加工規則第三条の五の各号に従い、次の事項を記載した使用前確認の申請書を提出する。

- 一 名称及び住所並び代表者の氏名
- 二 加工施設の変更の工事に係る事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る加工施設の概要
- 四 法第十六条の二第一項の認可年月日及び認可番号
- 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
- 六 申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期
- 七 加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

この申請に基づく使用前確認を受け、第三条の五の規定による申請に係る加工施設が法第十六条の三第 2 項各号のいずれにも適合していることについて確認をしていただき、使用前確認証の交付を受けたい。

以上

5-3



添5イ(ア)の第2図 第2加工棟の主要な設備及び機器の配置図(1階)

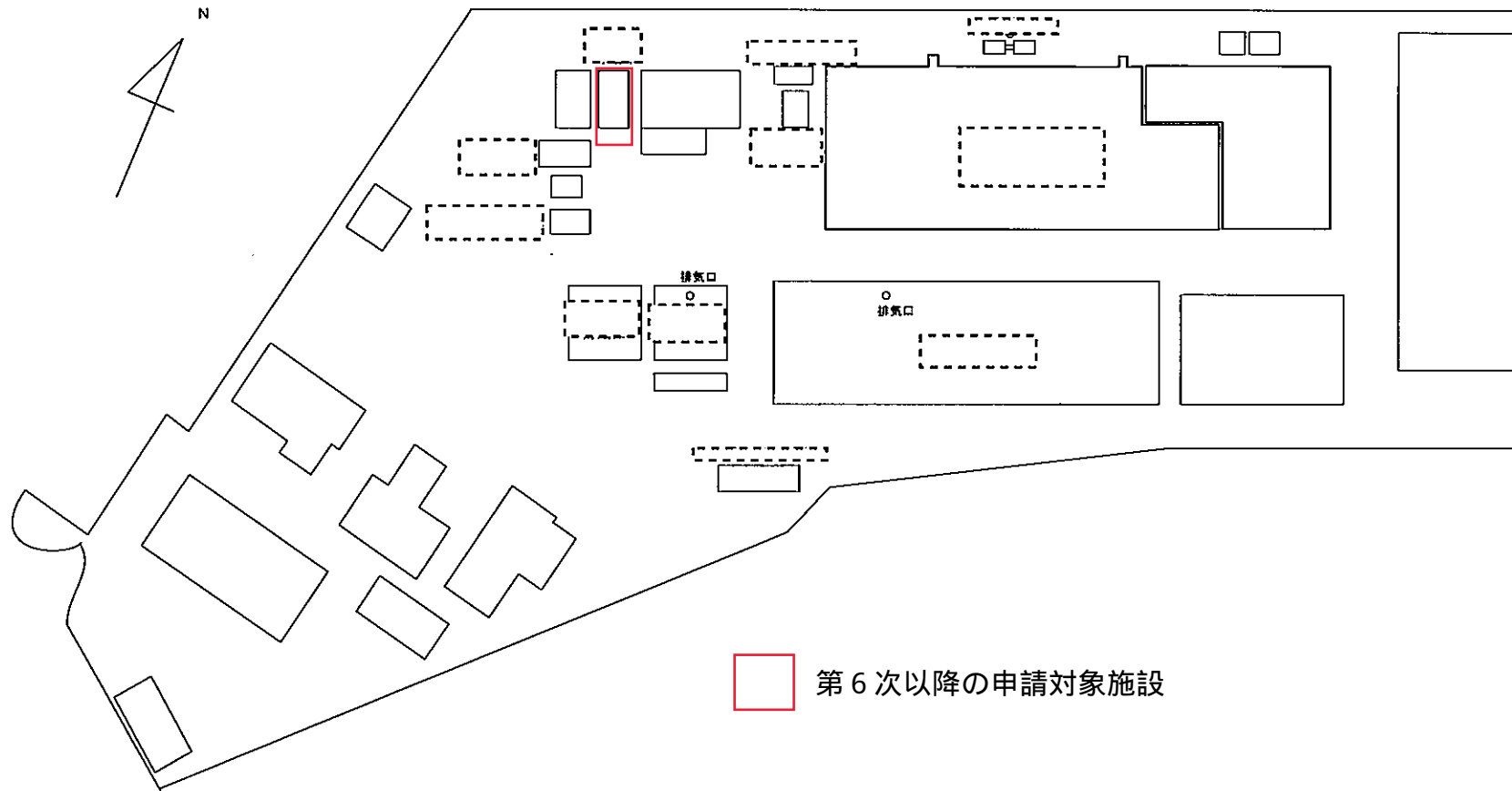
(1階)

1A	原料搬送設備	2A	粉末供給機	1A	原料搬送設備	4A	圧粉ペレット搬送装置	5A	輸送容器搬送コンベア
1B	粉末缶リフター	2B	粉末集塵機	3A	粉末缶昇降リフト	4B	ボート搬送装置	5B	粉末缶移載装置
1C	粉末缶受台	2C	プレス	3B	粉末缶移載機	4C	有軌道搬送装置	5C	粉末缶搬送コンベア
1D	粉末投入台	2D	ペレット搬送コンベア	3C	粉末投入機	4D	連続焼結炉	1A	原料搬送設備
1E	粉末混合機	2E	ボート段積装置	3D	粉末混合機	4E	焼結ボート置台		
1F	大型供給瓶	2F	ボート移載装置	3E	粉末搬送機(粉末搬送容器)	4F	S U S トレイ保管台	6A	原料保管設備D型
1G	粉末取出し台	2G	ボート搬送装置	3F	供給瓶	4G	ペレット移載機	1A	原料搬送設備
1H	粉末集塵機	2H	連続焼結炉	3G	プレス	4H	ペレット供給機		
1J	グローブボックス	2J	解体装置	3H	研磨屑乾燥機	4J	センタレス研削設備	7A	原料保管設備E型
1K	焙焼炉	2K	ペレット供給機	3J	破碎装置	4K	ペレット乾燥機	1A	原料搬送設備
1L	粉末搬送配管	2L	センタレス研削盤・洗浄機	3K	粉末取扱フード	4L	ペレット搬送装置		
1M	運搬台車(粉末)	2M	ペレット乾燥機	3L	粉末取扱機	4M	ペレット移載装置	2Y	ペレット搬送設備 No. 3
1N	スクラップ保管ラックC型	2N	ペレット移載装置	3M	焙焼炉	4N	波板移載装置	8A	ペレット保管ラックB型
1P	スクラップ保管ラックD型	2P	波板搬送装置	3N	スクラップ保管ラックF型	4P	ペレット検査台	8B	ペレット搬送設備 No. 4
1Q	計量設備架台	2Q	ペレット搬送設備 No. 1-2	3P	スクラップ保管ラックD型	4Q	研磨屑回収装置		
		2R	ペレット搬送設備 No. 2	3Q	スクラップ保管ラックE型	4R	研削液タンク	9A	ペレット検査台
		2S	研磨屑回収装置	3R	計量設備架台	4S	配管	9B	運搬台車(ペレット)
		2T	研磨屑乾燥機			4T	運搬台車(粉末)	第2廃棄物処理室	
		2U	運搬台車(ペレット)			4U	運搬台車(ペレット)	11A	第2廃液処理設備
		2V	ペレット一時保管台			4V	ペレット保管ラックD型	11B	貯留設備
		2W	ペレット保管ラックC型			4W	計量設備架台		
		2X	計量設備架台			2Y	ペレット搬送設備 No. 3		
		2Y	ペレット搬送設備 No. 3			2Z	第1廃液処理設備		
		2Z	第1廃液処理設備						

5-6

第6次以降の申請対象施設

添5イ(ロ)の第2図 付表 主要な設備及び機器の名称



第 3 図 敷地内における主要な加工施設の位置